

オンデマンド印刷機 選定審査基準

令和5年12月25日制定

日野市業務オンデマンド印刷機審査委員会設置要領(以下「設置要領」という。)第2条に基づき、事業者選定審査基準を次のとおり定める。

1 選定方法

(1)設置要領第3条に定めるもの(以下、「審査委員」という。)が以下の定める審査基準に基づき採点する。なお、見積価格が日野市業務オンデマンド印刷機及び周辺機器プロポーザル実施要領(以下、「実施要領」という。)に定める内容を一つでも欠く提案は欠格とし、その後の審査は行わない。

(2)事業者から提出された企画提案書の評価・採点を審査委員会が行い、事業者を選定する。合計評価点の同じ者が2者以上あるときは、価格評価点が高い者を上位とする。なお、応募事業者が1者のみであった場合、合計評価点100点満点に対し60%以上の合計評価点の獲得をもって市が求める基準を満たすものと判断する。

(3)点数の算出にあたり、小数点以下は四捨五入を行う。

2 採点基準

(1)【審査の評価項目と評価基準】 100点満点

評価項目	評価基準	配点
1. 要求仕様に対する作業軽減の提案	① 印刷枚数の計測 (0・1・3・5・10点の中で評価) ② レポート機能(0・3・5点の中で評価) ③ 使用料の請求(0・5点の中で評価)	20点満点
2. 配送サービスに関わる事務作業軽減の提案	① トナーの補充(0・5点の中で評価)	5点満点

3. 特記事項	【A表にて評価】 ① 事務効率化に効果的な提案がなされているか ② 経費削減のための工夫がなされているか ③ 環境保全に配慮がなされているか ④ 成果物の品質向上につなげる機能の提案がなされているか ⑤ トラブルなどのリスクを回避、または対応について提案がなされているか	審査員1人につき 25点満点
4. 見積価格について(価格評価点)	価格点×(最低提案価格/提案価格)	50点満点

(2)配点の考え方

- ① 評価項目 1～2、4 については、審査員の個別評価は行わず、絶対評価にて採点するものとする。
- ② 評価項目 3 については、審査委員が評価項目の評価基準ごとにA表の 5 段階で評価したものの平均点とする。

A表

点数	評価基準
5	特に優れている
4	優れている
3	一般的である
2	やや劣っている
1	劣っている
0	提案がない